ちばぎん

第115期
定時株主総会招集ご通知

日時

2021年６月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

場所

千葉市中央区千葉港１番２号
当行本店３階大ホール

【ご来場自粛のお願い】
多くの株主さまが来場する株主総会は、集団感染リスクがあります。極力、事前の議決権行使をいただき、株主の皆さまの健康と安全を最優先に考え、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

株式会社 千葉銀行
証券コード：8331

目　次

第115期定時株主総会招集ご通知 …… 1
インターネット等による議決権行使のご案内 …… 3

（添付書類）
第115期事業報告 …… 5
計算書類等 …… 36

株主総会参考書類
第1号議案　剰余金の処分の件 …… 46
第2号議案　取締役６名選任の件 …… 47
第3号議案　監査役４名選任の件 …… 52
第4号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 …… 57

証券コード　8331
2021年６月３日

株 主 各 位

千葉市中央区千葉港１番２号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取　佐久間 英利

第115期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当行第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。
なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止について慎重に検討いたしました結果、適切な対策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。
株主の皆さまにおかれましては、健康と安全を第一に考え、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

2. 場　所　千葉市中央区千葉港１番２号
当行本店３階大ホール

3. 目的事項

報告事項
1. 第115期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第115期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

議決権行使について

株主総会ご出席による議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2021年6月25日(金曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2021年6月24日(木曜日)
午後6時

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.e-sokai.jp)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2021年6月24日(木曜日)
午後6時

詳細は3頁から4頁をご覧ください。

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

●本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(https://www.chibabank.co.jp/company/)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」も含まれております。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(https://www.chibabank.co.jp/company/)に掲載させていただきます。

●当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は次ページ記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

インターネットによる議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後6時まで受付

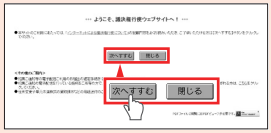
いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早目に行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

https://www.e-sokai.jp

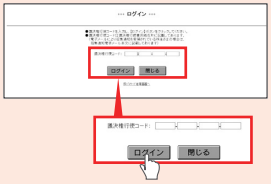
議決権行使ウェブサイトへアクセス（パソコン等をご利用する場合）

1 ウェブサイトへアクセス



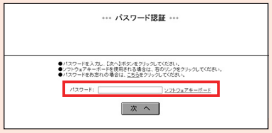
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

ここまでで準備は完了です。
ここからは画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
  また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

スマート行使®による方法（スマートフォンをご利用する場合）

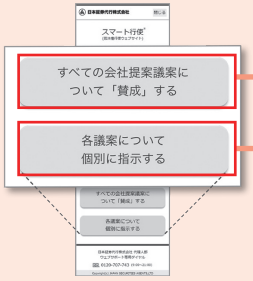
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使®」の使い方をご覧下さい。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社代理人部【ウェブサポート専用ダイヤル】

電話 **0120-707-743**（フリーダイヤル）　受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

❶主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などをつうじ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

❷金融経済環境

国内経済 当期のわが国経済をかえりみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、期を通して厳しい状況が続いたものの、各種政策の効果や海外経済の回復により、設備投資や生産・輸出などに持ち直しの動きが見られています。ただし、感染症については今後の収束が見通せないことから、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

県内経済 県内経済につきましては、外出自粛などの影響により、外食や娯楽などのサービス業では低迷が続いているものの、建設業や食品製造業などの業績が堅調に推移していることや、交通インフラ整備に関連する豊富な官民プロジェクトなどにより、全体としては持ち直しの動きを維持しています。

金融情勢 無担保コール翌日物金利は、期を通して△0.03％前後で推移しました。長期国債の流通利回りは一時△0.05％台まで低下しましたが、期末には0.10％台に上昇しました。日経平均株価は、景気の回復期待から、期末にかけて29,000円前後まで上昇しました。

❸事業の経過及び成果

《新型コロナウイルス感染症への対応》

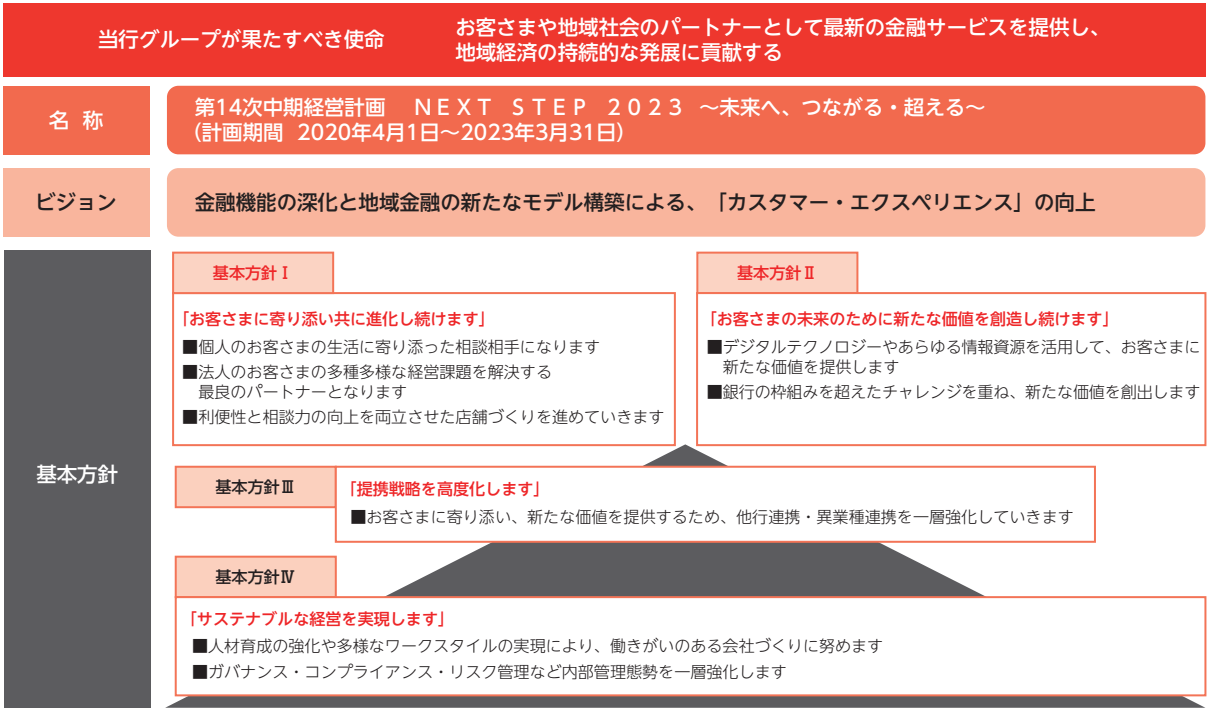
2020年度において、優先的に対処すべき課題として、新型コロナウイルス感染症拡大への対応に注力しました。感染症の影響を受けたお客さまに対して制度融資などを活用した資金対応を行ったほか、経営課題の解決に向けた提案を継続的に行うなど、さまざまなサポートに取り組みました。

また、テレワークの一層の推進や職員の交替勤務を実施したほか、お客さまと接する際や職場内でのソーシャルディスタンスの確保など行内外での感染拡大防止に努めました。

《中期経営計画に基づく課題への取組み》

当期よりスタートした第14次中期経営計画「NEXT STEP ２０２３ ～未来へ、つながる・超える～」のビジョンとして掲げる「金融機能の深化と地域金融の新たなモデル構築による、『カスタマー・エクスペリエンス』の向上」の実現に向け、４つの基本方針に基づき、各種施策に積極的に取り組みました。

【本中期経営計画の概要】



◇基本方針Ⅰ「お客さまに寄り添い共に進化し続けます」

基本方針Ⅰでは、既存業務をお客さま起点で進化させていくことで、お客さまや地域社会にとって真に価値あるサービスを提供しました。

個人のお客さまに対しては、「ライフデザインシステム」などを活用しながら、一人ひとりの生活に寄り添い、ライフイベントに沿った最適な提案を行いました。「『お客さま本位』の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する方針」に基づく取組みを徹底したことで、昨年６月には株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）による「Ｒ＆Ｉ顧客本位の投信販売会社評価」において、Ｓランクを取得することができました。

また、昨年11月に国立大学法人千葉大学と長寿社会のニーズ対応や課題解決を図る新たな枠組みとして、「人生100年時代・課題解決コンソーシアム」を創設したほか、今年１月に同大学医学部附属病院と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結しました。

さらに、高齢者が抱える認知能力や判断能力の低下などに備えるため、昨年12月に家族と銀行が一体となって高齢者の財産管理をサポートする「ちばぎん財産管理信託～家族で安心みまもり信託～」の取扱いを開始しました。

法人のお客さまに対しては、将来にわたるパートナーとして、事業性評価に基づく融資や本業支援等にグループ一体となり取り組みました。なかでも、経営課題の解決に向けたコンサルティングサービスを行う「アドバイザリー業務」やグループ会社であるちばぎんキャリアサービス株式会社をつうじて行う「人材紹介業務」などを強化しました。

また、地方創生に関しては、昨年９月に地方で働くことの魅力や千葉県内にある空き公共施設の活用方法を紹介する「地方創生オンラインセミナー」を開催したほか、今年３月には地域社会の発展や地域経済活性化等を目的として、東庄町と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結しました。

◇基本方針Ⅱ「お客さまの未来のために新たな価値を創造し続けます」

基本方針Ⅱでは、将来を見据え、銀行の枠組みに捉われない新たなサービスの開発や事業領域の開拓を進めました。

なかでも、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組みを重要課題と捉え、昨年４月にグループ全体のDX戦略の統括者としてグループCDTOを配置するとともに、頭取を委員長とする「デジタル推進委員会」を設置し、デジタル技術・情報資源を活用したお客さま向けサービスの創造や、RPAなどを活用した業務効率化などの検討を行い、スピード感をもって実施しました。

さらに、スマートフォン向けの「ちばぎんアプリ」のデザインや機能をリニューアルし、お客さまの利便性を大幅に向上させるとともに、事業者と当行をつなぎ、あらゆるサービスのハブとなる「ちばぎんビジネスポータル」の開発を進めました。加えて、地域のキャッシュレス化を一層促進するため、「TSUBASA ちばぎん VISA デビットカード」の取扱いを開始し、前年度に導入した「TSUBASAちばぎんキャッシュレス加盟店サービス」と合わせて、TSUBASAキャッシュレス決済プラットフォームの構築を進めました。

このほか、EC運営事業やクラウドファンディング運営事業、地域ブランド商品等の企画開発・販売事業など、お客さまに新たなサービスを提供するため、地域商社の設立準備を進めました。

◇基本方針Ⅲ「提携戦略を高度化します」

基本方針Ⅲでは、他行や異業種との連携を一層強化し、新たなサービスや事業の創出を進めました。

「TSUBASAアライアンス」では、昨年４月に琉球銀行、12月に群馬銀行が新たに加わり、10行体制となりました。また、７月に参加行の共同出資により「TSUBASAアライアンス株式会社」を設立し、10月にはマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する業務の知見やノウハウを共有し、効率化・高度化を進めていくため、同社内にAML（アンチ・マネー・ローンダリング）センターを開設しました。

「千葉・武蔵野アライアンス」は、今年３月に５周年を迎え、連携による効果額は当初目標100億円に対して、143億円となりました。今後の連携をさらに深化させていくため、デジタル領域における協業やバックオフィス業務などの共同化・共通化領域の拡大、人材交流の促進などを柱とする「千葉・武蔵野アライアンス新５か年計画」を策定しました。

「千葉・横浜パートナーシップ」では、シンジケートローンの組成や海外現地法人、非日系企業に対する協調融資など法人部門での連携に注力するとともに、個人の資産運用業務での連携を一層強化するため、保険商品の開発や資産運用キャンペーンを共同で行いました。また、昨年10月にSDGsを自社の経営に活かしたいと考える事業者向けの融資制度として、「ちばぎんSDGsフレンズローン」を共同開発しました。

◇基本方針Ⅳ「サステナブルな経営を実現します」

基本方針Ⅳでは、将来の環境変化にも揺るがない、サステナブルな経営を実現するため、各種取組みを進めました。

業務の生産性を高めるため、ペーパーレス・印鑑レスをはじめ、営業店や本部の業務効率化を一層推進しました。営業店においては、窓口受付システム「TSUBASA Smile」の活用を促進するとともに、リモート端末の活用や店内事務の本部集約などにより業務の合理化を進めました。また、本部においては、昨年９月に完成した新本店ビルに、「働きやすさ」「コミュニケーションの創造」などをコンセプトとしたワークプレイスや、デジタル化などに対応した最新設備を導入するとともに、全職員にテレワークが可能なタブレット端末を配付することにより、効率的かつ柔軟な働き方を実現しました。

また、「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題への取組みを積極的に進めており、「ちばぎんグループSDGs宣言」にて特定した５つのマテリアリティに基づき、グループ一体となって、事業活動をつうじた社会課題の解決に貢献する取組みを進めました。

▶「環境」への取組み

「環境」においては、前年度に賛同表明したTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づき、気候変動関連の財務情報開示を適切に行いました。

また、昨年５月に融資に取り組むことが環境・社会に対して大きな影響を与えると考えられるセクターへの与信上の取組姿勢を明文化した「融資ポリシー」を公表するとともに、11月には環境保全に対する当行グループの取組姿勢を明文化した「ちばぎんグループ環境方針」を制定しました。このほか、大型バイオマス発電事業に対し、プロジェクトファイナンスを組成するなど「脱炭素」に向け、サステナブル・ファイナンスの取組みを強化しました。

▶「社会」への取組み

「社会」においては、昨年11月に人権尊重に対する当行グループの取組姿勢を明文化した「ちばぎんグループ人権方針」を制定しました。

また、新たな発想を生み出す企業風土を醸成するため、ダイバーシティの推進にも積極的に取り組みました。意欲のある女性が活躍できるよう職域の拡大やキャリア意識向上に取り組むとともに、男性も女性も「働きやすく、働きがいのある」職場づくりを目指して環境整備を進めました。

こうした取組みの結果、経済産業省・東京証券取引所が女性活躍推進に優れた企業を評価する「なでしこ銘柄」に４年連続で選定されるとともに、地域における女性活躍推進プロジェクト「輝く女性の活躍を加速するちばのリーダーの会」への参画が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「令和２年度 地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に選定されました。このほか、「2021 J-Winダイバーシティ・アワード」において、地方銀行として初めてアドバンス部門の大賞を受賞しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の最前線で対応にあたっている医療機関などを支援するため、「医療応援私募債」の取扱いを開始したほか、生活に困難を抱えた方への支援等を行うため、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会及びフードバンクちばと「食品提供等に関する包括連携協定」を締結しました。

▶「ガバナンス」への取組み

「ガバナンス」においては、社外取締役３名を含む８名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行の監督を適切に行いました。

また、グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置することにより、グループを統合的に管理しました。さらに、取締役会の実効性評価については、各取締役・監査役に対してアンケートを実施し、定量面・定性面から受けた評価結果に基づき改善を図るとともに、「指名・報酬・経営諮問委員会」において役員報酬制度の見直しについての検討を進めたほか、株主の皆さまとの建設的な対話に向け、IR活動などをつうじて積極的な情報開示に努めました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

預金等

預金につきましては、個人預金が前期末比7,384億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比１兆3,155億円増加し、14兆1,045億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比628億円増加し、2,963億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比5,899億円増加し、11兆2,064億円となりました。

特定取引

特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比2,554億円減少し、1,573億円、また特定取引負債は、前期末比88億円減少し、167億円となりました。

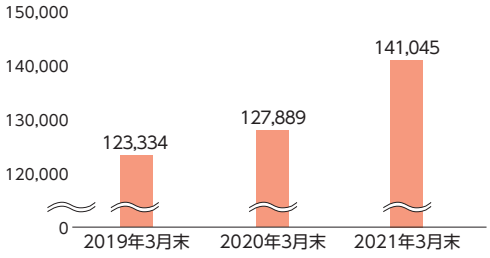
有価証券

有価証券につきましては、期末残高は前期末比2,768億円増加し、2兆3,806億円となりました。

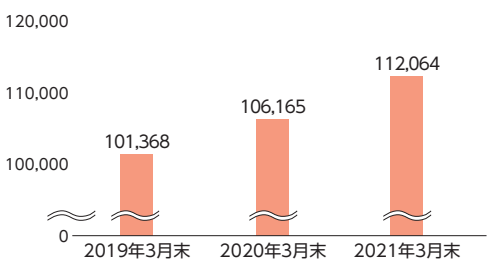
損益状況

損益につきましては、預金及び貸出金の増強などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は642億37百万円、当期純利益は456億98百万円となりました。また、連結の経常利益は718億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は496億41百万円となりました。

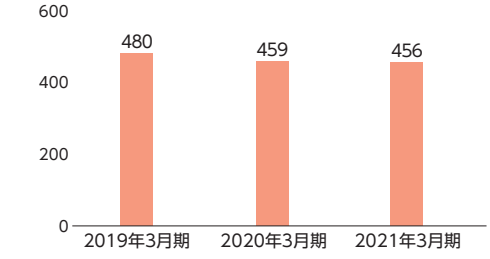
預金の状況



貸出金の状況



当期純利益の状況



店　舗

店舗につきましては、昨年４月にエリア内の店舗ネットワークを活用しながらお客さまにより質の高いサービスを提供するため、安房地区の営業店を統括する「館山エリア営業部」を新設したほか、大規模自然災害の発生など有事の際も金融サービスを提供できるよう移動店舗車を導入しました。当期末の営業所数は、本店のほか164支店（うち仮想店舗３か店）、16出張所、５特別出張所の合計186か店、店舗外現金自動設備は49,781か所（うち自行の店舗外現金自動設備は300か所、セブン銀行との提携による共同ＡＴＭは23,820か所、イーネットとの提携による共同ＡＴＭは12,213か所、ローソン銀行との提携による共同ＡＴＭは13,448か所）となりました。このほかでは、両替出張所３か所、海外駐在員事務所３か所となっております。

❹当行の対処すべき課題

わが国経済は、少子高齢化の進展に加えて、依然として収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが不透明な状況が続いています。長期化する感染症の影響を受けているお客さまに対して、円滑な資金対応をはじめ、デジタル化を含むさまざまな経営課題の解決に向けたサポートを強化してまいります。

当行グループが果たすべき使命は、「お客さまや地域社会のパートナーとして最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献する」ことであるとの認識のもと、第14次中期経営計画「NEXT STEP ２０２３ ～未来へ、つながる・超える～」で掲げた４つの基本方針に基づき、各種施策を着実に実行してまいります。

なかでも、「DX」や「ESG」への取組みについては、優先的に取り組む重要な課題と捉えており、グループチーフオフィサーによる組織横断的な管理のもと、グループ一体となった取組みを強化してまいります。

《DXへの取組》

新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景として社会全体でデジタル化が進展し、経営環境が大きく変化するなか、DXへの取組みは一層重要性が高まっています。こうした認識のもと、既に進めている「ビジネスモデルの変革」「ワークスタイルの変革」に「人事戦略の変革」を加え、DX人材の育成・確保など、DX戦略をさらに加速させてまいります。

《ESGへの取組み》

重要性が高まっているESGへの取組みについては、「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、グループ一体となり主体的に進めることで、地域の持続的な成長を目指してまいります。なかでも、「脱炭素」に向け、サステナブル・ファイナンスの取組みを一層強化するなど、気候変動対策を含む環境保全への取組みを積極的に進めてまいります。

引き続き、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などのご期待にお応えできるよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	12,017,034	12,333,421	12,788,913	14,104,504
定期性預金	3,528,453	3,464,506	3,369,894	3,444,087
その他	8,488,580	8,868,915	9,419,018	10,660,417
社債	113,714	116,578	115,229	83,160
貸出金	9,816,065	10,136,875	10,616,525	11,206,449
個人向け	3,572,897	3,701,369	3,792,870	3,899,060
中小企業向け	4,422,593	4,600,991	4,857,155	5,200,709
その他	1,820,574	1,834,515	1,966,499	2,106,679
特定取引資産（トレーディング資産）	121,585	188,088	412,833	157,387
特定取引負債（トレーディング負債）	12,632	22,216	25,641	16,792
有価証券	2,156,704	2,082,715	2,103,737	2,380,625
国債	452,069	263,875	170,936	187,008
その他	1,704,635	1,818,839	1,932,801	2,193,616
総資産	14,303,698	14,891,602	15,537,059	17,795,820
内国為替取扱高	69,622,685	70,579,791	72,002,112	71,610,148
外国為替取扱高	百万ドル 4,091	百万ドル 4,689	百万ドル 4,961	百万ドル 4,767
経常利益	70,607	67,051	67,872	64,237
当期純利益	49,655	48,006	45,937	45,698
1株当たり当期純利益	62円75銭	62円10銭	61円20銭	61円51銭
信託財産	1,180	2,578	2,964	3,898
信託報酬	16	23	8	23

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（ご参考）企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	234,096	238,616	242,982	232,940
経常利益	78,484	72,467	72,617	71,819
親会社株主に帰属する当期純利益	53,796	50,478	48,037	49,641
純資産額	943,236	952,267	929,334	1,041,756
総資産	14,381,815	14,964,129	15,609,936	17,898,168

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3 使用人の状況

	当年度末
使用人数	4,168人
平均年齢	39年3月
平均勤続年数	15年10月
平均給与月額	431千円

（注）1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、執行役員10人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ．営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
千葉県	160	(19)
東京都	15	(1)
埼玉県	3	(—)
茨城県	4	(1)
大阪府	1	(—)
国内計	183	(21)
米州	1	(—)
欧州	1	(—)
アジア	1	(—)
海外計	3	(—)
合計	186	(21)

（注）上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

	当年度末
両替出張所（成田空港）	3か所
海外駐在員事務所	3か所
店舗外現金自動設備	49,781か所

ロ. 当年度新設営業所

当年度において、新設した営業所はありません。

(注) 当年度において、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設

成田支店国際医療福祉大学成田病院出張所	(成田市畑ケ田)
柏支店柏駅東口出張所	(柏市柏)
セブン銀行との提携による共同ATM	923か所
イーネットとの提携による共同ATM	132か所
ローソン銀行との提携による共同ATM	417か所

○店舗外現金自動設備の廃止

船橋支店イケア船橋出張所	(船橋市浜町)
五井支店JR五井駅東口出張所	(市原市五井)
佐原支店大栄支所出張所	(成田市松子)
成田支店成田国際空港警備隊出張所	(成田市三里塚)
東金支店千葉県警察学校出張所	(東金市土農田)
セブン銀行との提携による共同ATM	492か所
イーネットとの提携による共同ATM	268か所
ローソン銀行との提携による共同ATM	299か所

ハ．銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社　武蔵野銀行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番１号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社　武蔵野銀行

5　設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	40,395

（注）1.　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
本部棟他	32,730
ソフトウェア	3,803
営業店施設	393

（注）1.　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

（年度末現在）

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
			百万円	%	
株式会社総武	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２	千葉銀行用店舗・厚生施設の賃貸、保守、管理及び調度品・消耗品等の調達、販売業務	20	100.00	—
ちばぎんキャリアサービス株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２	経理総務関連業務、職業紹介業務	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２	債権管理回収業務	500	100.00	—
ちばぎんハートフル株式会社	千葉市美浜区真砂四丁目１番10号	千葉銀行の事務代行業務	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央二丁目５番１号	証券業務	4,374	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番５号	住宅ローン等に係る信用保証業務	54	45.63	—
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２	クレジットカード業務、信用保証業務	50	49.00	—
ちばぎんディーシーカード株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２	クレジットカード業務、信用保証業務	50	40.00	—
ちばぎんリース株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２	リース業務	100	49.00	—

（注）1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記９社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は５社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、６信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内３信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC－NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他14社、合計64社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行及び日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。なお、株式会社第四銀行と株式会社北越銀行は合併により、2021年１月１日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐久間　英　利	取締役頭取（代表取締役）		
稲　村　幸　仁	取締役副頭取（代表取締役） 人材育成部、ダイバーシティ推進部、 秘書室担当		
米　本　　努	取締役専務執行役員　企画本部長 経営企画部、広報部、新本部棟準備室、 経営管理部担当		
篠　崎　忠　義	取締役専務執行役員　営業本部長 営業企画部、法人営業部、 地方創生部、信託コンサルティング部、 ローン営業部、カード事業部、営業支援部、 市場営業部、市場業務部担当		
高　津　典　生	取締役常務執行役員 オペレーション本部長 事務企画部、システム部、業務集中部、 事務サービス部担当		
田　島　優　子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役（社外監査役） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	
高　山　靖　子	取締役（社外取締役）	三菱商事株式会社監査役（社外監査役） 横河電機株式会社監査役（社外監査役） コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	
木　内　登　英	取締役（社外取締役）		

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
飯　嶋　大　三	常勤監査役		
坂　本　友　彦	常勤監査役（社外監査役）		
石　原　一　彦	常勤監査役（社外監査役）		
福　島　一　嘉	監査役		（注3）
吉　田　雅　一	監査役（社外監査役）		

（注）1. 2020年６月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員若林純也、取締役横田尤孝は辞任しております。また、監査役吉田雅一は2021年３月31日をもって辞任しております。
2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役田島優子、高山靖子、木内登英及び監査役坂本友彦、石原一彦、吉田雅一を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役福島一嘉は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（ご参考）当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当
戸　塚　有　彦	常務執行役員 審査担当　企業サポート部、ローンサポート部担当
細　貝　隆　之	常務執行役員 市場担当　市場営業部、市場業務部担当
関　　浩	常務執行役員 管理本部長　コンプライアンス・リスク統括部、品質管理部担当
石　井　俊　一	常務執行役員 新本部棟準備室長兼経営管理部長
山　﨑　清　美	常務執行役員 本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長
高　山　一　佳	常務執行役員 国内営業担当　営業支援部担当
宮　城　和　彦	常務執行役員 国内営業担当　営業企画部、法人営業部、地方創生部、信託コンサルティング部、 ローン営業部、カード事業部担当

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当
福　尾　博　永	執行役員 人材育成部長
片　山　雄　一	執行役員 システム部長
淡　路　　睦	執行役員 法人営業部長
植　松　克　則	執行役員 東京営業部長
小　野　雅　康	執行役員 新事業担当
小　髙　信　和	執行役員 経営企画部長
西　村　祐　介	執行役員 中央支店長兼京成駅前支店長
俣　木　洋　一	執行役員 カード事業部長
嶋　田　陽　一	執行役員 営業支援部長
中　山　登紀子	執行役員 ローン営業部長

（注）常務執行役員細貝隆之、関浩、石井俊一、執行役員片山雄一、植松克則、小野雅康、嶋田陽一は2021年３月31日をもって辞任しております。

2 会社役員に対する報酬等

❶役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行は金融機関としての健全性を重視する観点から、業績連動報酬等は導入していないが、株主目線での経営強化、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めるため、株式型報酬ストック・オプション制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（５の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝80：20とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で決議する。

❷当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区　分	支給人数	報酬等			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取　締　役	10人	351	287	－	63
監　査　役	6人	105	105	－	－
計	16人	456	393	－	63

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2020年６月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名、監査役１名および2021年３月31日をもって辞任した監査役１名を含んでおります。
3. 業績連動報酬等は導入しておりません。
4. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションとしての新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「❶役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2010年６月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は９名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2010年６月29日開催の第104期定時株主総会において、株式報酬の額として年額140百万円以内、新株予約権の上限個数を年5,000個以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は９名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2010年６月29日開催の第104期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は５名です。なお、当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。
7. 取締役会は、代表取締役頭取に対し各取締役の基本報酬及び非金銭報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当行全体の業績等を勘案して各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬・経営諮問委員会がその妥当性について確認しております。

3 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
田　島　優　子	会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
高　山　靖　子	
木　内　登　英	
坂　本　友　彦	
石　原　一　彦	
吉　田　雅　一	

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社法の一部を改正する法律の施行の日（2021年３月１日）以降に新たに契約した役員等賠償責任保険契約はありません。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
田　島　優　子	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	当行と同社グループは相互に資本出資があるほか、通常の営業取引関係にあります。
高　山　靖　子	三菱商事株式会社監査役（社外監査役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。
	横河電機株式会社監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。

（注）上記の資本出資につきましては、全て議決権保有割合１％未満であります。

2 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田　島　優　子	5年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、「お客さま本位」の業務運営に関する発言を行ったほか、女性活躍推進に関する幅広い知見を基に適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
高　山　靖　子	5年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、サステナビリティ経営に関する幅広い知見を基に適宜発言を行ったほか、指名・報酬・経営諮問委員会では、コーポレート・ガバナンスに関する観点から、適切な意見を表明しております。
木　内　登　英	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、エコノミストとしての幅広い知見を基に、日本経済の動向等について適宜発言を行ったほか、それを踏まえた営業戦略に関する適切な意見を表明しております。
坂　本　友　彦	3年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
石　原　一　彦	3年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
吉　田　雅　一	1年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	千葉県行政及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

（注）1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第28条の規程に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。
2. 監査役吉田雅一は2021年3月31日をもって辞任しております。

3 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	104	―

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2020年６月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役１名および2021年３月31日をもって辞任した監査役１名を含んでおります。

4 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	2,500,000千株
発行済株式の総数	815,521千株

（注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数

33,026名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	68,577	9.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	33,344	4.48
日本生命保険相互会社	26,870	3.61
第一生命保険株式会社	26,230	3.53
損害保険ジャパン株式会社	18,537	2.49
明治安田生命保険相互会社	18,291	2.46
住友生命保険相互会社	17,842	2.40
株式会社三菱UFJ銀行	17,707	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	14,507	1.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	11,195	1.50

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（72,602千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

4 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称：株式会社千葉銀行　第１回新株予約権 ② 新株予約権の数：413個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　41,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2010年７月21日から2040年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	１人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第２回新株予約権 ② 新株予約権の数：442個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　44,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2011年７月21日から2041年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	１人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第３回新株予約権 ② 新株予約権の数：468個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　46,800株 ④ 新株予約権の行使期間：2012年７月21日から2042年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	１人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第４回新株予約権 ② 新株予約権の数：283個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　28,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2013年７月20日から2043年７月19日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	１人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第５回新株予約権 ② 新株予約権の数：287個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　28,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2014年７月19日から2044年７月18日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	１人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第６回新株予約権 ② 新株予約権の数：342個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　34,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2015年７月18日から2045年７月17日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	３人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第７回新株予約権 ② 新株予約権の数：879個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　87,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2016年７月21日から2046年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	４人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第８回新株予約権 ② 新株予約権の数：725個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　72,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2017年７月21日から2047年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	５人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称：株式会社千葉銀行　第９回新株予約権 ② 新株予約権の数：820個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　82,000株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年７月21日から2048年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	５人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第10回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,265個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　126,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年７月20日から2049年７月19日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	５人
	① 名称：株式会社千葉銀行　第11回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,348個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　134,800株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年７月21日から2050年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	５人
社外取締役	―	―
監査役	―	―

2　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉銀行　第11回新株予約権 ② 新株予約権の数：2,457個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式　245,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年７月21日から2050年７月20日まで ⑤ 権利行使価格（１株当たり）：１円	16人
使用人	―	―
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	―	―

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人	83	（注2）（注3）（注4）
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 昇		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保暢子		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 羽柴則央		

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
なお、当該業務に係る報酬等は６百万円であります。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は110百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

ロ．会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

1 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

❶ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「千葉銀行の企業倫理」や「行動指針」を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。

ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。

ニ. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。

ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。

ヘ. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

ト. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。

❷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

❸ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。

ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受ける。

ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。

ニ．大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。

❹　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。

ロ．取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。

ハ．執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。

ニ．取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。

❺　当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣し、一体的な管理体制を整備する。

ロ．各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。

ハ．各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い、当行グループの経営課題について情報を共有化する。

ニ．当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。

ホ．当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。

❻　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。

ロ．監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。

ハ．監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

❼　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

ロ．前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

❽　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。

ロ．代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

ハ．監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

2　業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

❶　取締役の職務の執行

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。業務執行に関する意思決定のスピードアップ、部室間の連携向上を図るために導入した、「営業本部」「企画本部」「管理本部」「オペレーション本部」の４本部制を2021年４月に廃止し、グループチーフオフィサー（CxO）を中心としたグループ一体経営に向けてスリムな経営態勢に移行することを決定いたしました。「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を５回開催し、DX戦略やサステナビリティ経営等に関する重要な業務執行の決定を行うとともに、中期経営計画の進捗状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計46回開催し、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議しております。（基本方針❶、❷、❸、❹）

❷　リスク管理体制

「ALM委員会」を11回、「信用リスク管理委員会」を４回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を２回開催し、リスク毎の対応方針を協議いたしましたほか、四半期毎に「統合リスク管理の状況」、半期毎に「市場・流動性リスクの状況」、「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告いたしました。

また、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、およびサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取締役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施した他、業務継続の確実性、職員の安全を考慮し、大規模災害時の出勤体制の見直しを行いました。その他、新型コロナウイルスへの対応状況、業務継続対策等について取締役会などへ報告するなど、適切に対応いたしました。（基本方針❸イ、ロ、ニ）

❸　コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定いたしましたほか、「コンプライアンス委員会」を11回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて、都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。また、行内外に内部通報窓口を設置し、態勢を強化するとともに、通報者保護ルールを適切に運用いたしました。（基本方針❶イ～ホ、ト）

❹ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサー（CxO）を所管分野の責任者として配置することで、グループ横断的な経営管理体制としております。また、グループ各社を所管する担当役員の配置や、監査役の派遣、当行の管理部署による各社のコンプライアンスやリスク管理の統括、当行の内部監査部署による各社への内部監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。なお、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化を図るため、コンプライアンス・リスク統括部に、グループ会社全体の管理面を統括するグループ会社管理グループを新設いたしました。さらに、各社の重要な業務執行について、当行へ適時・適切に協議・報告を受けたほか、「グループ統括委員会」を開催し、各社の経営状況や諸課題を把握しました。その他、社外取締役とグループ会社社長の意見交換会を個別に行うなど、管理・支援の強化に取組みました。（基本方針❺）

❺ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、内部監査部署、会計監査人と十分な連携を確保しております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、監査役の執務室内に監査役スタッフを配置していましたが、業務執行者からの独立性を一層高めるため監査役室を新設し、監査役室長がこれらの役割を担う態勢としたため、一層迅速な報告、連絡及び緊密な連携が図られております。（基本方針❶へ、❸ハ、❻、❼、❽）

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

1 責任限定契約

該当事項はありません。

2 補償契約

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

計算書類等

■ 第115期末（2021年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	**現金預け金**	**3,609,203**
	現金	80,164
	預け金	3,529,039
	コールローン	**81,039**
	買現先勘定	**19,999**
	買入金銭債権	**10,120**
	特定取引資産	**157,387**
	商品有価証券	6,467
	特定金融派生商品	20,241
	その他の特定取引資産	130,678
	金銭の信託	**12,147**
	有価証券	**2,380,625**
	国債	187,008
	地方債	374,191
	社債	467,959
	株式	254,688
	その他の証券	1,096,777
	貸出金	**11,206,449**
	割引手形	8,394
	手形貸付	146,944
	証書貸付	10,258,840
	当座貸越	792,270
	外国為替	**6,725**
	外国他店預け	5,978
	取立外国為替	747
	その他資産	**166,114**
	前払費用	1,013
	未収収益	12,439
	先物取引差入証拠金	3,514
	先物取引差金勘定	6
	金融派生商品	46,160
	金融商品等差入担保金	85,957
	その他の資産	17,022
	有形固定資産	**121,234**
	建物	53,597
	土地	59,409
	建設仮勘定	1,293
	その他の有形固定資産	6,933
	無形固定資産	**14,129**
	ソフトウェア	11,260
	その他の無形固定資産	2,869
	前払年金費用	**10,398**
	支払承諾見返	**25,125**
	貸倒引当金	**△24,882**
資産の部合計		**17,795,820**

科目		金額
負債の部	**預金**	**14,104,504**
	当座預金	301,141
	普通預金	9,843,916
	貯蓄預金	278,563
	通知預金	5,305
	定期預金	3,444,087
	その他の預金	231,489
	譲渡性預金	**509,450**
	コールマネー	**463,298**
	売現先勘定	**10,792**
	債券貸借取引受入担保金	**279,072**
	特定取引負債	**16,792**
	商品有価証券派生商品	4
	特定金融派生商品	16,788
	借用金	**1,185,635**
	借入金	1,185,635
	外国為替	**505**
	売渡外国為替	135
	未払外国為替	369
	社債	**83,160**
	信託勘定借	**3,743**
	その他負債	**110,185**
	未決済為替借	5
	未払法人税等	9,716
	未払費用	8,176
	前受収益	2,465
	金融派生商品	61,899
	金融商品等受入担保金	953
	資産除去債務	183
	その他の負債	26,784
	睡眠預金払戻損失引当金	**1,140**
	ポイント引当金	**328**
	繰延税金負債	**29,493**
	再評価に係る繰延税金負債	**10,470**
	支払承諾	**25,125**
負債の部合計		**16,833,700**
純資産の部	**資本金**	**145,069**
	資本剰余金	**122,134**
	資本準備金	122,134
	利益剰余金	**612,593**
	利益準備金	50,930
	その他利益剰余金	561,663
	固定資産圧縮積立金	351
	別途積立金	510,971
	繰越利益剰余金	50,340
	自己株式	**△49,121**
	株主資本合計	**830,674**
	その他有価証券評価差額金	**126,647**
	繰延ヘッジ損益	**△5,762**
	土地再評価差額金	**9,931**
	評価・換算差額等合計	**130,816**
	新株予約権	**628**
純資産の部合計		**962,119**
負債及び純資産の部合計		**17,795,820**

■ 第115期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**199,206**
資金運用収益	137,128	
貸出金利息	103,339	
有価証券利息配当金	31,971	
コールローン利息	353	
買現先利息	1	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	1,397	
その他の受入利息	66	
信託報酬	23	
役務取引等収益	45,013	
受入為替手数料	8,136	
その他の役務収益	36,876	
特定取引収益	1,763	
商品有価証券収益	256	
特定金融派生商品収益	1,420	
その他の特定取引収益	86	
その他業務収益	6,034	
外国為替売買益	3,890	
国債等債券売却益	2,129	
金融派生商品収益	0	
その他の業務収益	13	
その他経常収益	9,242	
償却債権取立益	1,200	
株式等売却益	6,435	
金銭の信託運用益	173	
その他の経常収益	1,432	
経常費用		**134,968**
資金調達費用	12,548	
預金利息	1,524	
譲渡性預金利息	828	
コールマネー利息	△134	
売現先利息	101	
債券貸借取引支払利息	382	
借用金利息	803	
社債利息	1,483	
金利スワップ支払利息	7,404	
その他の支払利息	152	
役務取引等費用	18,865	
支払為替手数料	1,560	
その他の役務費用	17,304	
その他業務費用	2,506	
国債等債券売却損	2,444	
国債等債券償却	61	
営業経費	87,415	
その他経常費用	13,632	
貸倒引当金繰入額	3,816	
貸出金償却	7,033	
株式等売却損	114	
株式等償却	501	
その他の経常費用	2,166	
経常利益		**64,237**

(単位：百万円)

科目	金額	
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**317**
固定資産処分損	109	
減損損失	208	
税引前当期純利益		**63,922**
法人税、住民税及び事業税	**19,464**	
法人税等調整額	**△1,240**	
法人税等合計		**18,223**
当期純利益		**45,698**

■ 第115期末（2021年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	現金預け金	3,615,356
	コールローン及び買入手形	81,039
	買現先勘定	19,999
	買入金銭債権	20,600
	特定取引資産	157,955
	金銭の信託	21,647
	有価証券	2,401,246
	貸出金	11,166,329
	外国為替	6,725
	その他資産	248,729
	有形固定資産	126,881
	建物	54,643
	土地	62,235
	建設仮勘定	2,165
	その他の有形固定資産	7,836
	無形固定資産	14,447
	ソフトウェア	11,580
	その他の無形固定資産	2,867
	退職給付に係る資産	13,662
	繰延税金資産	4,015
	支払承諾見返	32,388
	貸倒引当金	△32,855
資産の部合計		17,898,168

科目		金額
負債の部	預金	14,087,833
	譲渡性預金	455,450
	コールマネー及び売渡手形	463,298
	売現先勘定	10,792
	債券貸借取引受入担保金	279,072
	特定取引負債	16,792
	借用金	1,198,092
	外国為替	505
	社債	83,160
	信託勘定借	3,743
	その他負債	177,239
	退職給付に係る負債	727
	役員退職慰労引当金	190
	睡眠預金払戻損失引当金	1,140
	ポイント引当金	634
	特別法上の引当金	21
	繰延税金負債	34,858
	再評価に係る繰延税金負債	10,470
	支払承諾	32,388
負債の部合計		16,856,412
純資産の部	資本金	145,069
	資本剰余金	122,134
	利益剰余金	676,994
	自己株式	△49,121
	株主資本合計	895,076
	その他有価証券評価差額金	139,614
	繰延ヘッジ損益	△5,762
	土地再評価差額金	9,931
	退職給付に係る調整累計額	2,268
	その他の包括利益累計額合計	146,051
	新株予約権	628
純資産の部合計		1,041,756
負債及び純資産の部合計		17,898,168

■ 第115期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**232,940**
資金運用収益	134,097	
貸出金利息	103,312	
有価証券利息配当金	28,876	
コールローン利息及び買入手形利息	353	
買現先利息	1	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	1,400	
その他の受入利息	153	
信託報酬	23	
役務取引等収益	55,094	
特定取引収益	5,989	
その他業務収益	6,043	
その他経常収益	31,692	
償却債権取立益	1,213	
その他の経常収益	30,478	
経常費用		**161,121**
資金調達費用	12,590	
預金利息	1,524	
譲渡性預金利息	825	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△134	
売現先利息	101	
債券貸借取引支払利息	382	
借用金利息	827	
社債利息	1,483	
その他の支払利息	7,579	
役務取引等費用	18,316	
その他業務費用	2,506	
営業経費	93,955	
その他経常費用	33,751	
貸倒引当金繰入額	3,850	
その他の経常費用	29,901	
経常利益		**71,819**
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**359**
固定資産処分損	124	
減損損失	208	
その他の特別損失	26	
税金等調整前当期純利益		**71,462**
法人税、住民税及び事業税	**22,667**	
法人税等調整額	**△846**	
法人税等合計		**21,820**
当期純利益		**49,641**
親会社株主に帰属する当期純利益		**49,641**

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月７日

株式会社千葉銀行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　浦　　昇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久　保　暢　子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月７日

株式会社千葉銀行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦 昇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 暢 子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 柴 則 央	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月７日

株式会社　千葉銀行　監査役会

常勤監査役	飯　嶋　大　三	㊞
常勤監査役（社外監査役）	坂　本　友　彦	㊞
常勤監査役（社外監査役）	石　原　一　彦	㊞
監　査　役	福　島　一　嘉	㊞

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 **配当財産の種類**

金　銭

2 **株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当行普通株式１株につき金11円
総額8,172,102,070円

なお、昨年12月に中間配当金として９円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は１株につき20円となります。

3 **剰余金の配当が効力を生じる日**

2021年６月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

1 **増加する剰余金の項目及びその額**

別途積立金
30,000,000,000円

2 **減少する剰余金の項目及びその額**

繰越利益剰余金
30,000,000,000円

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役佐久間英利、米本努、田島優子、高山靖子の４名は本総会終結の時をもって任期が満了し、取締役稲村幸仁は本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当行における地位
1	佐久間（さくま）　英利（ひでとし）	再任	取締役頭取（代表取締役）
2	米本（よねもと）　努（つとむ）	再任	取締役専務執行役員
3	山崎（やまざき）　清美（きよみ）	新任	
4	淡路（あわじ）　睦（むつみ）	新任	
5	田島（たじま）　優子（ゆうこ）	再任　社外役員	取締役（社外取締役）
6	高山（たかやま）　靖子（やすこ）	再任　社外役員	取締役（社外取締役）

候補者番号 1

佐久間 英利（さくま ひでとし） 1952年10月1日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 4月　当行入行
2003年 6月　同取締役 経営企画部長
2006年 6月　同取締役常務執行役員 本店営業部長
2007年 6月　同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当
2009年 3月　同取締役頭取（現任）

所有する当行の株式の数

62,212株

取締役候補者とした理由

2003年6月より取締役に就任、2009年3月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

米本 努（よねもと つとむ） 1964年7月9日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月　当行入行
2014年 6月　同経営企画部長
2016年 6月　同執行役員 営業支援部長
2017年 6月　同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当
2018年 6月　同取締役常務執行役員
　　グループCBO（最高営業責任者）営業本部長
2019年 6月　同取締役専務執行役員
　　グループCSO（最高企画責任者）企画本部長
2020年 4月　同取締役専務執行役員
　　グループCSO（最高企画責任者）・グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）企画本部長
2021年 4月　同取締役専務執行役員（現任）

所有する当行の株式の数

23,609株

取締役候補者とした理由

経営企画部長、営業支援部長等を歴任したほか、2017年6月から取締役を務め銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

山崎 清美（やまざき きよみ） 1964年12月22日生

新任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行
2014年 6月	同佐倉支店長
2016年 6月	同ローン営業部長
2017年 6月	同営業支援部長
2018年 6月	同執行役員 中央支店長兼京成駅前支店長
2019年 6月	同執行役員（国内営業担当）
2020年 6月	同常務執行役員 本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長
2021年 4月	同専務執行役員兼営業本部長
	グループCBO（最高営業責任者）（現任）

所有する当行の株式の数

19,500株

取締役候補者とした理由

営業支援部長、中央支店長兼京成駅前支店長、本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

淡路 睦（あわじ むつみ） 1966年4月2日生

新任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月	当行入行
2016年 6月	同地方創生部副部長
2018年 6月	同地方創生部長
2019年 6月	同執行役員 地方創生部長
2020年 4月	同執行役員 法人営業部長
2021年 4月	同常務執行役員
	グループCHRO（最高人事責任者）（現任）

所有する当行の株式の数

4,888株

取締役候補者とした理由

地方創生部長、法人営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

田島 優子（たじま ゆうこ） 1952年７月26日生

再任　社外役員

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年４月　東京地方検察庁検事
1992年４月　東京弁護士会弁護士登録 さわやか法律事務所 弁護士（現任）
2006年７月　明治安田生命保険相互会社 社外取締役
2015年６月　当行社外取締役（現任）
2015年10月　株式会社九州フィナンシャルグループ 社外監査役（現任）
2016年６月　東京海上日動あんしん生命保険株式会社 社外監査役（現任）

所有する当行の株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田島優子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社での社外役員のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコンプライアンスや法務に関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

候補者番号 6

高山 靖子（たかやま やすこ） 1958年３月８日生

再任 社外役員

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年４月	株式会社資生堂入社
2006年４月	同お客さまセンター所長
2008年10月	同コンシューマーリレーション部長
2009年４月	同お客さま・社会リレーション部長
2010年４月	同CSR部長
2011年６月	同常勤監査役
2015年６月	同顧問
2015年６月	当行社外取締役（現任）
2015年６月	日本曹達株式会社 社外取締役
2016年６月	三菱商事株式会社 社外監査役（現任）
2017年６月	横河電機株式会社 社外監査役（現任）
2019年６月	コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

所有する当行の株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山靖子氏は、株式会社資生堂のお客さまサービス部門やＣＳＲ部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコーポレートガバナンスに関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

（注）1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 田島優子氏、高山靖子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者２名は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
4. 当行は、社外取締役候補者である田島優子氏、高山靖子氏との間で会社法第427条第１項に定める責任限定契約を締結しております。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当行は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行取締役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役坂本友彦、石原一彦は本総会終結の時をもって任期が満了し、監査役福島一嘉は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当行における地位
1	きく　ち　かず　ひろ 菊　地　和　博	新任　社外役員
2	たか　はし　のり　かず 髙　橋　経　一	新任　社外役員
3	かた　やま　ゆう　いち 片　山　雄　一	新任
4	たか　はし　わたる 髙　橋　　渡	新任　社外役員

候補者番号 1

菊地和博（きくち かずひろ） 1961年1月14日生

新任　社外役員

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

1983年 4月　大蔵省入省
2011年 7月　福岡財務支局長
2012年 7月　独立行政法人都市再生機構 理事
2014年 7月　内閣審議官
2016年 7月　国家公務員共済組合連合会 常務理事
2017年 7月　国家公務員共済組合連合会 専務理事
2021年 1月　財務省大臣官房付、辞職

所有する当行の株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由

菊地和博氏は、内閣審議官、国家公務員共済組合連合会専務理事等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と行政全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 2

髙橋経一（たかはし のりかず） 1961年7月29日生

新任　社外役員

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

1985年 4月　日本銀行入行
2005年 7月　同政策委員会室参事役
2008年 8月　同岡山支店長
2012年 5月　同発券局審議役
2013年11月　同仙台支店長
2015年 5月　同情報サービス局長
2016年 6月　同退職
2016年 6月　（公財）金融情報システムセンター 常務理事（現任）
2016年 6月　（一社）金融先物取引業協会 監事（現任）

所有する当行の株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由

髙橋経一氏は、日本銀行の支店長、情報サービス局長等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 3

片山 雄一（かたやま ゆういち） 1965年７月29日生

新任

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

1988年４月　当行入行
2014年５月　同松ヶ丘支店長
2015年６月　同事務企画部長
2018年６月　同執行役員 システム部長
2021年４月　ちばぎんコンピューターサービス㈱ 顧問（現任）

所有する当行の株式の数

12,200株

監査役候補者とした理由

片山雄一氏は、事務企画部長、システム部長等を歴任し、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識と経験を有していることから、監査役候補者といたしました。

候補者番号 4

髙橋 渡（たかはし わたる） 1952年10月31日生

新任　社外役員

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

1975年４月　千葉県庁入庁
2008年４月　同議会事務局長
2009年４月　同商工労働部長
2010年４月　同総合企画部長
2012年４月　同総務部長
2013年３月　退職
2013年４月　千葉県副知事
2021年４月　千葉県副知事 退任

所有する当行の株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由

千葉県副知事等を歴任し培った豊富な行政等に関する見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

独立性に関する補足説明

当行は、髙橋渡氏が副知事を務めていた千葉県との間で指定金融機関としての取引や預金・貸出金等の取引があります。上記の取引は一般的な取引であること、当行の連結業務粗利益に占める利益の割合は１％未満であること等から、同氏の社外監査役としての独立性は十分に確保されています。

（注）1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者である髙橋経一氏は、2021年６月に（公財）金融情報システムセンター常務理事及び（一社）金融先物取引業協会監事を退任する予定であります。
3. 菊地和博氏、髙橋経一氏、髙橋渡氏は、社外監査役候補者であります。
4. 菊地和博氏、髙橋経一氏、髙橋渡氏は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
5. 当行は、社外監査役候補者である菊地和博氏、髙橋経一氏、髙橋渡氏の選任が承認された場合、各氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当行は保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行監査役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

＜ご参考＞当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近(注1)において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

①当行を主要な取引先(注2)とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
②当行の主要な取引先(注3)またはその者が法人等である場合はその業務執行者
③当行から役員報酬以外に過去３年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
④当行を主要な取引先(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
⑤当行から過去３年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
⑥当行の主要株主(注4)またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
⑦次に掲げる者（重要(注5)でない者を除く）の近親者(注6)
　A．上記①～⑥に該当する者
　B．当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1％以上の支払いのある先
（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1％以上の支払いのある先
（注4）総議決権の10％以上を保有する株主
（注5）会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士
（注6）二親等内の親族

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2010年６月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、及び、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬を、上記報酬枠とは別枠で、年額140百万円以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度に代えて、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額140百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案の承認可決を条件として、現行のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度を廃止することとし、ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。また、対象取締役に付与済であるストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本制度が導入されることを条件として、対象取締役において権利放棄することといたします。

このため、本事業年度においては、ストックオプションとしての新株予約権からの移行措置として、対象取締役が放棄した新株予約権の目的である株式数（694,300株）と同数の譲渡制限付株式を付与するための報酬を、上記の譲渡制限付株式を付与するための報酬とは別枠で、年額959百万円以内とし、本事業年度に係る報酬枠は合計1,099百万円以内といたします。これは過年度において対象取締役に対して既に付与されたものであり、実質的には新たな報酬を付加するものではございません。

現在の取締役は８名（うち社外取締役３名）でありますが、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は９名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年500,000株以内といたします。なお、前述のとおり、本事業年度においては、ストックオプションとしての新株予約権からの移行措置として、総数694,300株を上限として別途設定いたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の

普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が当行の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、役務提供期間中、継続して、当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

（参考）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

変　更　前	変　更　後
1. 基本方針 当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。） 当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。	1. 基本方針 当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。） 当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

変　更　前	変　更　後
3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。） 当行は金融機関としての健全性を重視する観点から、業績連動報酬等は導入していないが、株主目線での経営強化、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めるため、株式型報酬ストックオプション制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。	3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。） 当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。
4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。 なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝80：20とする。	4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。 なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。

変　更　前	変　更　後
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で決議する。	5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

以　上

株主総会会場のご案内

場 所：千葉市中央区千葉港１番２号
当行本店３階大ホール



交通のご案内

京葉線	千葉みなと駅	から徒歩約	8 分
京成千葉線	新千葉駅	から徒歩約	11分
千葉都市モノレール	市役所前駅	から徒歩約	8 分

お願い：会場内を全面禁煙としており、喫煙所はございません。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK